**平成２２年（フ）第３０１号**
秋田市保戸野鉄砲町７番26号　フォーブル保戸野101
債務者　五十嵐憲誠
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３１８号**
秋田市高陽青柳町１番53号　ユニオンスクエア４Ｃ
債務者　小島　芳幸
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３２７号**
秋田市太平八田字和岱57番地７
債務者　和賀　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１９１号**
長野県須坂市大字小河原1415番地
債務者　関　よし江
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２０８号**
長野市青木島町青木島乙162番地10　アングルスイカリ102
債務者　江口　絵梨
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９９号**
長野県上田市上田原907番地２
債務者　村瀬　隆文
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１０７号**
長野県上田市天神４丁目20番２号
債務者　坂口　孝之
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１１６号**
長野県上田市中野364番地
債務者　原田江美子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１１７号**
長野県上田市中野206番地１
債務者　土屋　清子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１１８号**
長野県千曲市大字森1163番地
債務者　中條　有子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第７９号**
長野県諏訪郡下諏訪町5893番地２
債務者　小林　七生
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第２８号**
静岡県下田市白浜3143番地の31
債務者　荒木　啓二
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　静岡地方裁判所下田支部

**平成２２年（フ）第２２６号**
兵庫県川辺郡猪名川町杉生字前田12番地の２
債務者　森本眞理子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第２６９号**
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番６―307号
債務者　富田　忠孝
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第２７２号**
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目１番703号、前住所兵庫県宝塚市中山桜台６丁目16番１―103号
債務者　田村　政彦
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第７８号**
兵庫県養父市大屋町大屋市場182番地、前住所兵庫県養父市大屋町大杉345番地
債務者　若林　　孝
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第３３６号**
奈良市神殿町214番地　森本荘１号
債務者　北島　　舞
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　奈良地方裁判所